

青森県報

第八百三十二号

令和六年
十月二十八日
(月曜日)

目次

規 則

○青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……一

告 示

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(障 社が 課い) ……一

公 告

○県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財 産 管 理 課) ……二

○大規模小売店舗の変更の届出……………(地 域 企 業 支 援 課) ……三

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(上 北 地 域 民 局) ……四

○土地改良区の役員の退任……………(同) ……四

○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五

正 誤

○令和六年三月二十九日号外第十五号訓令中……………(人 事 課) ……五

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十六号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第八条」を「令和六年十月二十九日から令和七年三月三十一日までの間は、第八条」に、「上欄に掲げる航空機(同表の中欄に掲げる期間に係るものに限る。)」を「航空機の欄に掲げる航空機」に、「に次の表の上欄」を「に次の表の同欄」に、「下欄」を「割合の欄」に改め、同項の表を次のように改める。

航 空 機	割 合
一 空港と本邦外の地点との間を航行する航空機(路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。)	十五分の一
二 空港と本邦外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機	十五分の一

附 則

この規則は、令和六年十月二十九日から施行する。

告 示

青森県告示第五百六十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和六年十月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期日
	弘前大学医学部附属病院		
系賀 正道	所在地	令和六年十月二十八日	
	弘前市大字本町五三		

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

令和六年十月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

所在地	地目	地積(平方メートル)
青森市大字浅虫字山下一三一の三	宅地	二六三・五四
青森市大字安田字近野四八〇の四	雑種地	二〇五・〇〇
東津軽郡今別町大字今別字西田二二〇の二	宅地	七六六・六七
八戸市吹上一丁目四五の一六、四五の三一	宅地・ 公衆用・ 道路	三九〇・五九

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県財務部財産管理課

青森市橋本二丁目五の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県財務部財産管理課

2 入札日時

令和六年十一月二十日 午前九時から

令和六年十一月二十六日 午後五時まで(必着)

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一三五会議室

八戸市類家一丁目二〇八の二	宅地	三九〇・〇七
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅地	二〇九・三三
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八三の九	宅地	二五四・一〇
むつ市川内町中道一〇四の四	宅地	一、三九〇・一二
むつ市大湊新町九の一	宅地	一、七〇二・五九

4 開札日時

令和六年十二月十三日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市大字泉野一丁目四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年月日	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 菱H C キ ャ ピ タ ル プ ロ パ テ ィ 株 式 会 社	三 菱H C キ ャ ピ タ ル エ ス テ ー ト プ ラ ス 株 式 会 社						
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 六 の 五	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 六 の 五	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 六 の 五	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 六 の 五	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 六 の 五	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 六 の 五	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 六 の 五	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 六 の 五
代 表 取 締 役 西 喜 多 浩	代 表 取 締 役 野 々 口 剛						
株 式 会 社 コ ム ネ ッ ト	株 式 会 社 ワ ー ク マ ン						
宮 城 県 東 松 島 市 矢 本 字 北 浦 九 七 の 二	群 馬 県 伊 勢 崎 市 柴 町 一 七 三 二						
代 表 取 締 役 佐 藤 隆 志	代 表 取 締 役 小 濱 英 之						
変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し
令 和 五 ・ 四 ・ 二 四	令 和 五 ・ 四 ・ 二 四	令 和 五 ・ 四 ・ 二 四	令 和 五 ・ 四 ・ 二 四	令 和 五 ・ 四 ・ 二 四	令 和 五 ・ 四 ・ 二 四	令 和 五 ・ 四 ・ 二 四	令 和 五 ・ 四 ・ 二 四

変 更 前

変 更 後

変
更
日

マ
ッ
ク
ス
パ
リ
ュ
東
北
株
式
会
社

イ
オ
ン
東
北
株
式
会
社

令
和
二
・
三
・
一

秋
田
県
秋
田
市
土
崎
港
北
一
丁
目
六
の
二
五

イ
オ
ン
東
北
株
式
会
社

令
和
二
・
三
・
一

代
表
取
締
役
宮
地
邦
明

代
表
取
締
役
辻
雅
信

令
和
二
・
三
・
一

株
式
会
社
サ
ン
デ
ー

株
式
会
社
サ
ン
デ
ー

六
・
五
・
二
七

八
戸
市
根
城
六
丁
目
二
二
の
一
〇

八
戸
市
根
城
六
丁
目
二
二
の
一
〇

六
・
五
・
二
七

株
式
会
社
ツ
ル
ハ

株
式
会
社
ツ
ル
ハ

二
・
八
・
二

北
海
道
札
幌
市
東
区
北
二
四
条
東
二
〇

北
海
道
札
幌
市
東
区
北
二
四
条
東
二
〇

二
・
八
・
二

代
表
取
締
役
鶴
羽
樹

代
表
取
締
役
八
幡
政
浩

二
・
八
・
二

株
式
会
社
つ
る
や

変
更
な
し

二
・
八
・
二

弘
前
市
大
字
和
徳
町
六
四

弘
前
市
大
字
和
徳
町
六
四

二
・
八
・
二

代
表
取
締
役
原
庄
三
郎

代
表
取
締
役
原
庄
三
郎

二
・
八
・
二

株
式
会
社
大
創
産
業

株
式
会
社
大
創
産
業

平
成
三
〇
・
三
・
一

廣
島
県
東
廣
島
市
西
条
吉
行
東
一
丁
目

廣
島
県
東
廣
島
市
西
条
吉
行
東
一
丁
目

平
成
三
〇
・
三
・
一

代
表
取
締
役
矢
野
博
文

代
表
取
締
役
矢
野
靖
二

平
成
三
〇
・
三
・
一

株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 松井博史	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 木下尚久	令和 六・九・二四
株式会社デジタルサービス 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞	変更なし	
株式会社ワークマン 群馬県伊勢崎市柴町一七三二 代表取締役 小濱英之	令和 六・九・二五	

四 届出年月日

令和六年九月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和六年十月二十八日から令和七年二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年二月二十八日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出先機関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年十月二十八日

上北地域県民局長 千葉 健 夫

役員の 区別	氏名	住 所	就任の年月日
監事	小林 茂	上北郡六戸町大字柳町字百役八の一	令和六・九・二〇

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年十月二十八日

上北地域県民局長 千葉 健 夫

役員の 区別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	ニッ森 政人	上北郡七戸町字ニッ森家ノ後四一の二	令和六・九・二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、十和田土地改良区の定款の変更を令和六年九月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

人 事 課

令和六・三二 号外第一五号	発行年月日 発行番号
訓令甲	区分
第二号	番号
二二二	ページ
上	段
七	行
観光企画課長	誤
、観光企画課長	正

令和六年十月二十八日

上北地域県民局長 千葉 健 夫

正

誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭